平成２３年（フ）第２２２号
長野県須坂市望岳台25番地１
債務者　大島アヤ子
１　決定年月日時　平成23年10月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１３２号
長野県上田市神畑822番地４、前住所長野県上田市十人52番地３
債務者　小林也主己（旧姓手塚）
１　決定年月日時　平成23年10月26日午前10時10分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２３年（フ）第４６３号
岐阜市加納奥平町２丁目１番地
債務者　鈴木　きみ
１　決定年月日時　平成23年10月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第４７９号
岐阜市東板谷80番地３
債務者　三宅　健治
１　決定年月日時　平成23年10月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第１８００号
名古屋市緑区鳴海町字向田285番地の１　エポック鳴海102号
債務者　増山　　忠
１　決定年月日時　平成23年10月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１８８６号
愛知県北名古屋市能田北屋敷391番地１　アレッシア303
債務者　堀　由起子（旧姓稲垣）
１　決定年月日時　平成23年10月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２１４８号
名古屋市港区七反野２丁目1205番地　エクセレントタウンＡ棟101号
債務者　松本　　航
１　決定年月日時　平成23年10月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２２４７号
愛知県春日井市六軒屋町２丁目141番地　ハイム六軒屋106号
債務者　新田　永子
１　決定年月日時　平成23年10月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２２７６号
名古屋市南区柴田町１丁目２番地の13　シャトレ柴405号
債務者　稲垣　敏幸
１　決定年月日時　平成23年10月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２２９２号
名古屋市中区正木２丁目４番18号　三旺マンション第６金山502号
債務者　仲井　明宏
１　決定年月日時　平成23年10月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２２９３号
名古屋市港区九番町１丁目１番地の１　九番３号棟513号
債務者　成瀬建築設計企画こと成瀬惇こと　成瀬炳太（旧通称名成瀬炳太・成瀬泰皇・成瀬陽惇）
１　決定年月日時　平成23年10月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２３９８号
名古屋市西区則武新町１丁目７番28号　市営南押切荘１棟706号
債務者　三浦さとみ（旧姓宗野）
１　決定年月日時　平成23年10月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２４２９号
名古屋市中川区戸田ゆたか２丁目3304番地　グランディ名西103号
債務者　山田　真弓
１　決定年月日時　平成23年10月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２４５５号
名古屋市名東区一社３丁目70番地　ブリックシャトーリンデンＡ棟504号
債務者　伊藤和佳代
１　決定年月日時　平成23年10月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２４７０号
名古屋市瑞穂区瑞穂通５丁目31番地　丸美シャトー瑞穂206号
債務者　岡本　明恵
１　決定年月日時　平成23年10月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４２２号
兵庫県明石市小久保３丁目15番地の23　ハーモニーハイツⅡ206号
債務者　市原　通弘
１　決定年月日時　平成23年10月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第４４１号
兵庫県相生市川原町３番20号、従前の住所兵庫県相生市野瀬407番地
債務者　岡本　幸栄
１　決定年月日時　平成23年10月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
神戸地方裁判所姫路支部